

## 目次

<b>第1章 総論</b> .....	1
<b>第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b> .....	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ .....	1
2 市国民保護計画の構成 .....	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続 .....	2
<b>第2節 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針</b> .....	3
1 基本的人権の尊重 .....	3
2 国民の権利利益の迅速な救済 .....	3
3 国民に対する情報提供 .....	3
4 関係機関相互の連携協力の確保 .....	3
5 国民の協力 .....	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の 特別な配慮 .....	3
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 .....	4
8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の 確保 .....	4
9 当市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の 実施に係る特別な配慮 .....	4
<b>第3節 関係機関の事務又は業務の概要等</b> .....	5
1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み .....	5
2 市の事務又は業務の概要 .....	6
3 下北地域広域行政事務組合の事務又は業務の概要 .....	6
4 一部事務組合下北医療センターの事務又は業務の概要 .....	7
5 県の事務又は業務の概要 .....	7
6 指定地方行政機関の事務又は業務の概要 .....	7
7 自衛隊の事務又は業務の概要 .....	9
8 指定公共機関の事務又は業務の概要 .....	9
9 指定地方公共機関の事務又は業務の概要 .....	10
10 公共的団体等の事務又は業務の概要 .....	10
11 関係機関の連絡先、連絡方法等 .....	10
<b>第4節 市の地理的、社会的特徴</b> .....	11
1 位置 .....	11
2 地形 .....	11

## 目 次

3	気候	1 2
4	人口及び世帯	1 3
5	道路の位置等	1 3
6	鉄道、港湾の位置等	1 3
7	原子力関連施設の立地状況	1 3
8	自衛隊施設の配置状況	1 4
<b>第5節</b>	<b>市国民保護計画が対象とする事態</b>	<b>1 5</b>
1	武力攻撃事態	1 5
2	緊急対処事態	1 7
<b>第2章</b>	<b>平素からの備えや予防</b>	<b>1 9</b>
<b>第1節</b>	<b>組織・体制の整備等</b>	<b>1 9</b>
<b>第1</b>	<b>市等における組織・体制の整備</b>	<b>1 9</b>
1	市等の組織・体制の整備	1 9
2	市職員の参集基準等	3 9
3	消防機関の体制	4 1
4	国民の権利利益の救済に係る処理体制の確保等	4 2
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	<b>4 3</b>
1	基本的考え方	4 3
2	県との連携	4 3
3	近接市町村との連携	4 4
4	指定公共機関等との連携	4 4
5	ボランティア団体等に対する支援	4 5
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	<b>4 6</b>
1	非常通信体制の整備	4 6
2	非常通信体制の確保に当たっての留意事項	4 6
<b>第4</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>4 8</b>
1	基本的考え方	4 8
2	警報の伝達に必要な準備	4 8
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	4 9
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	5 4
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>5 6</b>
1	研修	5 6
2	訓練	5 6
<b>第2節</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への 対処に関する平素からの備え</b>	<b>5 8</b>
1	避難に関する基本的事項	5 8
2	避難実施要領のパターンの作成	5 9

3	救援に関する基本的事項	59
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	60
5	避難施設の指定への協力	60
6	生活関連等施設の把握等	60
<b>第3節</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>62</b>
1	市における備蓄	62
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	62
<b>第4節</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>64</b>
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発	64
2	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発	64
<b>第3章</b>	<b>武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処</b>	<b>65</b>
<b>第1節</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>65</b>
1	事態認定前における市緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	65
2	市対策本部に移行する場合等の調整	67
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	68
<b>第2節</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>69</b>
1	市対策本部の設置	69
2	市対策本部の組織構成及び機能等	70
3	市対策本部長の権限	75
4	市対策本部の廃止	76
5	通信の確保	76
<b>第3節</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>77</b>
1	国・県の対策本部との連携	77
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	77
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	78
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	78
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	79
6	市の行う応援等	80
7	ボランティア団体等に対する支援等	80
8	住民への協力要請	81
<b>第4節</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>82</b>
<b>第1節</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>82</b>
1	警報の内容の伝達等	82
2	警報の内容の伝達方法	83
3	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84

# 目 次

4	緊急通報の伝達及び通知	8 4
<b>第 2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>8 5</b>
1	避難の指示の通知・伝達	8 5
2	避難実施要領の策定	8 6
3	避難住民の誘導	9 0
4	事態の類型等に応じた留意事項	9 3
<b>第 5 節</b>	<b>救援</b>	<b>9 5</b>
1	救援の実施	9 5
2	関係機関との連携	9 5
3	救援の内容	9 6
<b>第 6 節</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>1 0 3</b>
1	安否情報の収集	1 0 4
2	県に対する報告	1 0 4
3	安否情報の照会に対する回答	1 0 5
4	日本赤十字社に対する協力	1 0 8
<b>第 7 節</b>	<b>武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処</b>	<b>1 0 9</b>
<b>第 1</b>	<b>武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処</b>	<b>1 0 9</b>
1	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処 の基本的考え方	1 0 9
2	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の 通報	1 0 9
<b>第 2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>1 1 0</b>
1	退避の指示	1 1 0
2	警戒区域の設定	1 1 1
3	応急公用負担等	1 1 2
4	消防に関する措置等	1 1 2
<b>第 3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	<b>1 1 5</b>
1	生活関連等施設の安全確保	1 1 5
2	危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態にお ける災害の防止及び防除	1 1 5
<b>第 4</b>	<b>武力攻撃等原子力災害及びN B C 攻撃による災害への 対処等</b>	<b>1 1 7</b>
1	武力攻撃等原子力災害への対処	1 1 7
2	N B C 攻撃による災害への対処	1 1 9
<b>第 8 節</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>1 2 2</b>
1	被災情報の収集及び報告	1 2 2
<b>第 9 節</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>1 2 3</b>
1	保健衛生の確保	1 2 3

2 廃棄物の処理 .....	1 2 4
<b>第10節 国民生活の安定に関する措置 .....</b>	<b>1 2 5</b>
1 生活関連物資等の価格安定 .....	1 2 5
2 避難住民等の生活安定等 .....	1 2 5
3 生活基盤等の確保 .....	1 2 5
<b>第11節 特殊標章等の交付及び管理 .....</b>	<b>1 2 6</b>
<b>第4章 復旧等 .....</b>	<b>1 2 8</b>
<b>第1節 応急の復旧 .....</b>	<b>1 2 8</b>
1 基本的考え方 .....	1 2 8
2 公共的施設の応急の復旧 .....	1 2 8
<b>第2節 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧 .....</b>	<b>1 2 9</b>
1 基本的考え方 .....	1 2 9
<b>第3節 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等 ...</b>	<b>1 3 0</b>
1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、 国への負担金の請求 .....	1 3 0
2 損失補償及び損害補償 .....	1 3 0
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	1 3 0
<b>用語の解説 .....</b>	<b>1 3 1</b>